令和７年度埼玉県障害者施策推進協議会

参考資料７

第３回ワーキングチーム（Ａチーム）会議メモ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和8年1月16日（金）15：00～17：00

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県庁本庁舎１階福祉部会議室

参加者：松本委員（リーダー）、万谷委員、白石委員、石橋委員、関根委員、

　　　　神月委員

欠　席：なし

他チーム参加者：下重委員（Ｂチーム）

傍聴者：なし

（事務局）

　これから障害者政策推進協議会のワーキングＡチームを始めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

　まず、配布資料の確認をさせていただきます。

　～　資料確認　～

　それでは、進行につきまして、松本委員お願いいたします。

（松本委員）

　本日の議題は、障害のある方々への理解促進と差別解消について、重点課題の洗い出し、絞り込みになります。

　もう１つの議題が、彩の国いろどりライブラリーに関する話になります。こちらは後程、事務局から御説明してもらいます。

　参考資料８を御覧ください。  
　これまでのワーキングにおいて、この埼玉県の中で、障害理解であるとか、差別解消ということに関して、どういうことが必要なのかという議論をしました。

　その際の議事録ををもとに話題を整理した資料となります。

　本資料を利用し、振り返りをしたいと思います。

　併せて、過不足、抜け漏れ等もチェック出来ればと思っております。この中で何を重点課題として上げていくのか、どれを重点課題にするか皆さんと決めていくことになります。

（事務局）  
　重点課題としてまとめていただいたものが、最終的に計画に掲載する提言の元となります。  
　さらに具体的に申し上げますと、おまとめいただいた重点課題をもとにして、次期計画に、どのように反映できるか、事務局において庁内調整を行います。  
　最終的には来年度の第１回施策推進協議会で重点課題を総括していただければと考えております。

（松本委員）

　拡大する議論になりますので、重点課題を絞り込む作業は非常に大変であると思っております。  
　間に合わず書類審議となったチームもあったようですが、出来れば対面しているうちに、皆さんで話し合いながら、重点課題を絞り込んでいければと思いますので、よろしくお願いします。  
　前回の議論は、11カテゴリーでまとまったと思っております。

　例えば、①教育・学びの場における理解促進、② 体験格差・余暇・生活の質といった話題が出ました。

　補足しながら振り返りますが、皆さんには、抜け漏れがないか等気付いた点をメモしていただきながらお聞きいただければと思います。

　～　参考資料８により、これまでの議論の振り返り　～

　本資料を利用し、抜け漏れがないか、または、これまで話していないけれども抜けている点があれば、御発言いただきたいと思います。  
　例えば、災害関連については話題に出ませんでしたが、大丈夫でしょうか。  
　防災や、被災時などについてです。  
　抜け漏れを気にしているのは、計画が完成し、同計画を県民の方が見て、抜けている、と指摘をいただいた場合に、その点は議論していませんでした、と言えませんので、全体を網羅してから議論したいと思っています。  
　3.11の時も避難所に障害者の方がいるのに出ていくように言われてしまった事例がありますよね。

　命に関わる差別行為であると思っています。出ていけと言われてしまった理由が、障害者と一緒だと落ち着かない、話しかけてくるから嫌だ、といった意見が出てしまったからということで、そういった点に、差別解消・理解促進の視点が入ると思っています。

（事務局）

　ワーキングＣチームが、防災に関して所掌しています。

　松本委員におっしゃっていただいた災害に関係する意見は、資料２、８ページの下から２個目に、防災計画を作成する際は、地域の障害者団体の意見を反映するため話合いをしっかりするよう県から市町村に対して促す必要があると御意見いただく等、Cチームにおいて、ある程度御意見をいただいております。

（松本委員）  
　ありがとうございます。  
　Ｃチームの防災に関する検討は制度も含めてですよね。

（事務局）

　防災計画、個別避難計画、災害時要配慮者名簿の登録率が低いといった課題について議論をいただいているところです。

（松本委員）  
　防災に関してはＣチームにおける議論に任せておいて問題ないですかね。

（事務局）

　災害時という場面を切り取って、障害のある方への理解が不足しているといった点や、同場面における差別を解消するためには、このような観点が必要という点では、皆様にも御議論いただく内容であると思いますので、御意見頂戴したいと思っております。

（白石委員）

　１点確認なのですが、資料８カテゴリー⑩、語りが差別を再生産しないための事前研修との記載がありますが、どのようなものでしょうか。

（松本委員）

　これは本当に深刻な問題だと思っていますが、語りは上手に気をつけて実施しないと、話したエピソードが障害当事者にとって、すごく大事な体験で、これだけ辛いんだよ、ということを伝えたいだけのものなに、内容によっては障害者は怖い、という印象だけ独り歩きして参加者に届いてしまい、障害者は怖いと感想に書かれてしまうことを引き起こします。  
　これまで、そういった気を付けないといけないと思った失敗例がありましたので、語りはきちんと計画してやらないと、語りが差別や誤解の再生産をしてしまいます。  
　そうした経験もありまして、うまく伝えないと、障害のある人は何もできないんだね、助けてもらわないとダメなんだね、と思って参加者に帰られてしまう。  
　そのような意味合いの意見になります。

（白石委員）

　ありがとうございます。

（松本委員）  
　医療的ケア児はAチームの領域に入らないでしょうか。

（事務局）  
　どういった視点で捉えるか、ということになります。

　医療的ケア児に関しては、どうしても防災に関して強い御要望を受けています。

　例えば、電源の確保等についてです。

　差別・障害理解という視点だと、聞いたところですが、障害児のバギーと通常の車椅子は全く異なっていて、小さいお子さんの車椅子であれば、お子さんを抱いて、畳んで電車に乗ることが出来ますが、医療的ケア児は、それが出来ないので、そのまま電車に乗ったら怒鳴られてしまった。その違いが分かってもらえず辛いという話は、お母様から聞いたことはありました。

　今、医療的ケアを受ける子供です、というマークを、妊婦さんが付けているマークのように普及させたいという話が一部の親の会から出ている状況です。

　障害者という意味では、見た目で分かりやすい障害当事者の方と、そうでない方がいるという問題があります。

　例えば、今の話のように、医療的ケアが必要なため、折り畳めないバギー等の移動方法しかないということと、ベビーカーの見分けが付かず、混雑する電車内で畳まないといって怒鳴られてしまう、といったこともあります。

　そういったことは、差別解消、理解促進等に関わってくると思います。

（松本委員）

　そんなことがあると出歩くのが嫌になってしまいますよね。  
　障害者への理解はそれとして、障害がある子どもへの理解に加えて、医療的ケア児への理解ということは触れる必要があると思います。

　障害のある方の高齢化の問題には関係ありますかね。

（万谷委員）  
　難病患者で、高齢化して一人で生活していくと、最後は施設に入ることもあると思いますが、難病患者が入る施設はあまりありません。  
　だから、ずっと最後まで一人で、孤独死に至ってしまうケースもあります。

（事務局）  
　介護保険の給付を受ける程ではないけれども、障害福祉サービスの入所施設は対象ではないということですよね。

（万谷委員）  
　認知症になれば入所施設に入れるのですが、しっかりしていると、難病だけで具合が悪いとなっても入る所がないから、自分の病気にも自分一人でなんとかするしかない。最後は本当にどうしようもない状況になってしまって、という事は昔からあります。

　使えるものがあれば使えばいいと思いますが、そこまで皆が知らないというのが多いです。色々な状況でこれが使える、あれが使えるというのが分からなくて、そのままになってしまう。そして私たちも良く知らないものですから、相談を受けた時に、分かりそうな所に相談を回して話を聞いてください、という形にしています。

　だから、そういったことを難病患者だけでなく、障害者にも、あなたの状況ではこういった制度がありますといったことが分かるものが欲しいというのがあります。

（事務局）  
　ワーキングＢチームの議論の中でも、高齢分野だとケアマネの方がいて、割と気軽に相談できて、情報が届きやすいという面がありますが、障害福祉分野だと、そういった仕組みがないから、情報が届き辛いという議論がありました。

（万谷委員）  
　難病患者のことを詳しいケアマネもいないです。

　そのため、ケアマネと話が出来ても分からない、ということもあったりします。

　その点も知ってほしいという思いがあります。

（松本委員）  
　今のお話は２つのことが含まれていて、難病、内部障害、その他の障害のある方も含めて、高齢になった時の支援の方法が途絶えてしまうというのが問題で、その支援システムをどうやって作っていくのかという問題と、その方に対する福祉情報をどうやって提供していくのかという問題、もう１つは近隣の支えです。近隣の人に対して、サポートを要望できればという部分を考えた時に、近隣の人が支援情報を知らないとサポートもできない。こういう方もいます、このように困っていますよねっていうことを伝えていく必要もあると思いました。

（万谷委員）

　最近たまたまですが、義理の母が病院に行って、先生から、介護に入るからと言われて、ケアマネが家に来て、ベッドを変えて、手すりをつけて等色々言われて、どうしていいか分からなくなって、私に連絡が来るという状況がありました。

　今まで元気だった人がたまたま病院に行って、介護等と急に言われた時に、自分がどうしていいか分からないということがあります。

　とにかく、ケアマネに全部話をして、ケアマネの言うことを聞いてみて、としか言えませんでした。私も義母と一緒にいないため、状況が分かりませんでしたので。

　もう本当にケアマネ頼りなのですが、そのケアマネがいいか悪いか、またここで問題が出てきます。

（事務局）

　相談支援は相性がありますよね。

（松本委員）  
　仕組みの問題と理解の問題と２つ含まれていますよね。

　この点について等は、他のワーキングにも課題として入れていただいて、Ａチームにも課題が入るということになりますか。

（事務局）

　お見込のとおりです。

（下重委員）

　災害時についてですが、重度障害の方でも、一旦、皆と同じところに避難してください、という仕組みになっています。

　二次避難所が人口１５万人規模のところで大体３か所程度準備をしていると思います。

　そこでは、呼吸器等の充電等も出来るような設備が整っているのですが、そこに入るのに２週間程度待機が必要になる、と言われています。２４時間呼吸器を付けている方は、２週間の電源確保をどうするのかと思います。  
　計画する側に想像力が無いと感じます。

　ふじみ野市は、避難訓練に障害者も一緒に参加する等、積極的に防災等に取り組まれていますが、違和感を感じる状況もあります。  
　健常者と障害者の日常的な付き合いがないため、想像力がますます無くなってきていると感じます。

（松本委員）

　普段から接していないと、いきなり避難訓練で障害当事者の方が来られても対応出来ない可能性がありますよね。  
　日常的に出会っておくとか、知り合っておくとか、関わっておくという体験、経験が、いざという時に力を発揮することもあります。

　今の御意見は他のチームの課題にも絡んでいますし、Ａチームでも日常的に関わる機会、理解し合う機会をもしっかりと確保していく、という記述になりそうですかね。

（事務局）

　記述は事務局で、御意見を踏まえて作文し、改めて委員の皆様に御覧になっていただく機会は別に持ちたいと思います。

（松本委員）  
　今の御意見はＡチームの課題にも含めていくということですね。

　話題が変わりますが、音楽を演奏したり、聴いたり、演劇を鑑賞するといったことに関して、障害のある方達の支援にはどのようなものがありますか。

（事務局）

　観賞支援ということですよね。

（松本委員）

　例えば、知的障害がある人が行きにくいということがありますよね。歌ったり踊ったりしてしまうと怒られてしまう等の問題がありますよね。

　私の大学の吹奏楽団が坂戸近辺で、１００人程度集まった会場で演奏会をやるのですが、最初から歌ったり踊ったりしてもいいこととしています。

　一般の演奏会等では問題になってしまいますが。

　そういった取組があるといいですよね。

（事務局）  
　当課の別の担当ですが、毎年２月にバリアフリーコンサートという催しをやっていて、観賞支援もやっています。

　歌っても踊っても、ゼロ歳児からでも鑑賞してもらえるという取組です。お子さんが泣いたり、声を出してしまうこと前提で、通常、演奏中は出入りを控えていただいたりすると思いますが、それも自由にしていただくという取組はしています。

　ただ、障害福祉担当課として実施しているので、他も含めて広く鑑賞支援をしているかというと、そうではない状況はありますが、比較的進んできてはいます。

　松本委員が仰るような、座っていられない、声が出てしまうといった方たちへの支援は、あまり聞かないです。  
　個別に活動されている方でどなたでも鑑賞いただけます、とコンサートを開いてくださる方はいらっしゃると思いますが。

（松本委員）  
　埼玉県では積極的に取り組んでいる、ということですね。

（事務局）

　そうですね。当課に芸術文化担当という担当があります。都道府県の障害分野で芸術文化に関する担当がある自治体は他にないと聞いています。

　文化振興の担当が障害者文化活動支援を、パラリンピック以降にやっている例はあるようです。  
　埼玉県は平成20年頃から芸術文化担当を持っています。  
　全国障害者芸術文化祭を埼玉県に誘致したようで、その時に芸術文化担当を作って、今も絵画、ダンスワークショップ、きちんとしたコンサートをどなたでも、といった取組をやっていますので、珍しい自治体と言われることがあります。

（松本委員）

　そういうことを入れていきたいですね。埼玉はあれが足らない、これが足らないと言われがちですが、埼玉独自の強みであったり取組等については記載したいと思います。

（事務局）

　現行計画の中に芸術文化活動の振興という項目を入れさせていただいています。

（松本委員）  
　一緒にコンサートを聞いたり、一緒に演劇を見たり、一緒に何かすることは、そもそも障害理解促進、機会拡大等にもつながります。  
　埼玉が持っている強みや予算によって、そのような機会をどんどん拡大していくことによって、障害のある人とない人の交流と出会いの機会を保障して、そこから障害理解と差別解消につなげていくイメージでしょうかね。

（下重委員）

　別のワーキングチームでの議論ですが、障害者支援計画に関わる目標工賃として、月額２万円を目標としているとのことでした。  
　グループホームを利用して地域で生活するための生活費を、障害者年金＋家賃補助１万円＋工賃の豪計画で賄うことを想定して月額２万円の工賃を目標としていると聞きました。

　私は、グループホームには入らず、団地で１人暮らしをしていますが、障害年金８万円と、Ｂ型事業所の工賃６，０００円で暮らしています。

　私は生活保護を受けていないので、家賃補助は何もありません。

　障害者の地域移行はグループホームのみなのか？と疑問に思いながら議論を聞いていました。

　Ｂ型事業所に通う人は一人暮らしをするのが非常に厳しい状況です。グループホームのように家賃補助があるならいいですが、１人暮らしの障害者もいるので、目標工賃がグループホームに入っている人を想定して設定されているのが理不尽と感じました。

　先日のワーキングＢチームで発言できなかったので、ここで発言させてもらいます。

（松本委員）

　Ｂ型事業所の工賃の問題は本当に切実であるし、前提が一個に限られていると、１人暮らしをなさっている方には当てはまらないということですね。  
　Ｂ型事業所に関しては、報酬改定も入ってくるので、ますます厳しい状況になっていて、同事業所を利用されている方の工賃を含めて、作業の内容や処遇はどのようになっていくのか、非常に私共も心配をしているところです。  
　そういう方達が置かれている現状を皆に知ってもらいたいですね。  
　障害者が生きている状況、生き様、現状を知っていただきたいと思います。  
　Ｂ型事業所のことを知らない人が一般県民の方はほとんどだと思いますし、Ｂ型事業所の工賃も比較的低い金額で抑えられていて、そこで生活している人がいるということを皆さん知らないです。  
　そういった実態を知れば、障害のある人は本当にそんな低賃金で働いていていいのか？といった動きにも繋がってくる可能性がありますよね。多くの人に実態を知ってもらう必要があると思います。

　石橋委員は御意見はありますか。

（石橋委員）

　防災の話が少し気になったのですが、実際に地震等で避難所に行った時に、障害がなくても溢れる人がいっぱいいると思います。確かに後回しにされそうだなという漠然とした不安があります。  
　では、それは差別なのかと言われたら、どうなんだろうというケースもあると思います。

　やはり、広いスペース、電源を必要とする等、他の人よりは手間がかかるのは事実ではあると思いますので、それを皆さんにどう理解してもらうかというのは、障害のある側が用意しとかないといけないのかな、と思います。  
　障害者理解を求める、と言うと、障害がない側にお願いするようになると思いますが、障害がある側もある程度用意しておいて、例えば、呼吸器を付けていないと生きていられません、といった札を用意しておくとか。障害のある側の対策も障害者理解には必要だなと思っていました。

（松本委員）  
　ヘルプマークではありませんが、何か作りますか。

（石橋委員）

　それも考えたのですが、マーク多すぎる問題もあって、耳の形をした障害者マーク等は自分は分かりますが、友人に聞くと見たことがないと言いますし、車に結構乗る友人でも、障害者エリアの意味を知らないといった意見も聞くので、一般県民の認知度は、そのレベルなのだと思います。

　このことから、周知する手段としてマークでいいのだろうかという問題があると思います。

（松本委員）  
　マークの周知と、マーク以外の方法ということですね。

（事務局）

　一応、災害の場合に、ヘルプカードというものを各自治体でもお勧めしています。

　どのような支援が必要か、ということを事前に書いておいていただくものです。

　今、石橋委員から、外に見えるような札を用意するといった御意見をいただきましたが、そうではなく、このような障害があったり、難病があったり、投薬としては常時こういうお薬を飲んでいます、こういう支援が欲しいですという情報を事前にまとめておいてもらったカードを携帯していただいて、避難所に行ったらそれを受付で見せていただく。

　あと、健康観察で保健師さんが入ることになっているので、保健師さんに避難生活がちょっと落ち着かなくて、と言葉が出ない時にも説明せずに、カードだけでも分かるようにするというのを、お勧めはしていますが、それを知っていただけていないことが多いです。

　実はそういったものを推奨はしているのですが、なかなか広まっていなくて、ヘルプマークの方が、障害の方達がぶら下げておくものと皆さんに知っていただいていて認識されています。

　ヘルプカードは、阪神淡路大震災を契機に、その後推奨していて、一応全国的に御紹介しているのですが・・・

（万谷委員）

　それは自分が個人的に書いて持っておくものなのですか。

　様式になっていて、そこに書き込むものということですか。

　１枚持っているだけではだめですよね、人に渡してしまうことを想定すると。

（事務局）

　渡すというよりは見せることを前提にしています。

（万谷委員）

　突然何かあった時は、自分のことでも忘れてしまうのですが、最初からそれを持っていればいいのですね。

（事務局）

　そうですね。咄嗟の時に思い出せないですとか、災害時は皆さん、動揺されているので、何を説明していいか分からなくなることもあります。

　あと薬を持って出てくるのを忘れてしまったけど、定期的に投薬がないとダメといった時用に書いておいていただくということを推奨しています。

（万谷委員）

　思い出しました。さいたま市の郵便局の入口に無料で置いてあって、一時期配布してくれていたものですね。

（事務局）

　ヘルプカードを自宅に置いておく場所として、例えば冷蔵庫の中に、と書いてあります。なぜ冷蔵庫かというと、冷蔵庫は災害があっても大抵倒れない、壊れない。歪みにくいので開けることが出来るからです。

　建具関係は歪んだり、扉は開いてしまう等の事態があります。

　冷蔵庫は磁石で閉まっているので、ある程度の大きさのものだと、動かないということと、設置する時に固定します。

　動きづらい、壊れづらい、歪まないので、大事なものを冷蔵庫に、ということでお勧めしています。

　また、屋内でどうしても逃げるのであれば風呂場がお勧めです。避難は風呂場、大事なものは冷蔵庫と、災害関係では言われています。

　風呂場のドアは歪むので開けた状態にしておく必要がありますが、風呂場は壊れないです。

（松本委員）

　関根委員は御意見は大丈夫でしょうか。

（関根委員）

　先程の高齢化というキーワードを聞いて、改めて気づきがありました。

　現実の障害者対策だけでも大変であるところ、社会構造の変化によって高齢化がありますから、本当に大変だなと思いました。

（松本委員）

　高齢化は色々な分野で進行していて、平均寿命、健康寿命の問題で、人によっていつまで元気に歩けるか等違いますし、高齢になった障害者が一人になってしまうということをどのように対策していくかは、仕組みの問題ですが、理解を深めていくことも大事だということですね。

　神月委員は大丈夫でしょうか。

（神月委員）  
　高齢分野において、ケアマネさんが精神障害の方の理解が難しいという声をよくいただくのと、高齢分野のサービスについて、なかなか精神障害がある方がうまく使えないといったことを聞きます。  
　デイサービスといった場所で上手くなじめない、職員の方が精神障害当事者の方への対応がよく分からないという不安を聞きます。

　そういったことから、現在不調のある方、障害のある方が高齢になっても安心して生活できるように、高齢分野においても、障害理解は必要だと思います。

（松本委員）

　障害分野だと、障害分野の施設、事業所が頑張ればいいというイメージがあるのですが、色々な分野にきちんと周知していかなければいけないということですね。  
　そうしましたら、だいたい意見が出尽くしたということで、では、どれを重点課題として残すかというと、選定基準がなかなか難しいと思っていて。どれも重要なものを挙げていただいた中で、これまで重点課題をどういった基準で絞ったか事務局において基準等はありますか。

（事務局）

　これまでも、一定の基準を作って絞り込んだということはなかったです。  
　基準というよりは、委員の皆様の中で、共通認識として、ここだけは残したいという意見が強かった、というものが残っている印象はあります。

　また、制度や問題が大きく動いている時は、それが課題に入るということはありました。  
　逆に、前回は、彩の国いろどりライブラリーが全然動いていなかったので、そこは絶対に課題として入れよう、といったこともありました。  
　他のチームだと、グループホームの日中活動が、きちんと運営されていないといった問題意識があったり、報酬改定で制度が変更となった時や、前回の報酬改定を受けてどうするか、といったところを課題として残しています。

　繰り返しになりますが、一定の基準ではなく、皆様の認識として、残すべき課題を残していただくこととなります。

（松本委員）

　仮にですが、挙がった意見を落とさず、選択肢としては残すということもできますか。

（事務局）

　いただいている皆様の御意見をなるべく活かして１つにまとめることは出来ます。  
　集約可能な御意見はあると思いますので、事務局で作業させていただければと思います。

　実際に重点課題がどのように計画に載っていくこととなるか、見ていただければと思いますが、実際に現行計画では、Ａチームだけで３ページ強の提言が掲載されています。  
　７項目に分けて、項目ごとに細分して書いていただいているところです。  
　分野ごとに伝えていきたい部分を残していただいた上で、施策として載せるという視点では、県庁内で策定されている他の計画、教育分野のもの、保健医療分野のもの、埼玉県の上位計画である5か年計画といったものから、あまりにも逸脱してしまわないようにという視点を持って、事務局において、この部分についてはこういった理由で、記載から外させてほしいといった作業をさせていただく可能性があります。  
　そのため、これまでの御意見をそのまま残させていただくことはあり得ます。

　松本先生にまとめていただいた前回ワーキングチームの御意見もボリューム的には２枚強でありますので、これを文章化すると、もっとボリュームが出るようなイメージかと思います。

　これまでに出た意見を列挙いただいているので、まとめると同じカテゴリーであるといった課題もあると思います。

　仕上げる際は、他のチームの提言と書きぶりを揃える等の作業はさせていただきます。

　また、申し訳ないのですが、御意見の中には、国の法律が変わらないとどうにもならないといったものもあると思います。その点は国に要望してまいりますとお答えし、重点課題、提言からは外させていただきたいということになる可能性もあります。

（松本委員）

　前回議論と今回の議論を聞いていて、どれを残す、どれを消すということではないと思いました。

　どれもとても大事なことですし、整える際に、合体、再編はあるかもしれないですが。

　選挙に関わる項目を独立させる、もしくは、社会参加というカテゴリーを作って、その中の細分化部分として選挙に関することを掲載するという書き方はあると思いますが、項目を落とすのは厳しいと思いました。

　委員の皆さんはどうですか？

　少し極端な話をしてみるとして、この項目はいらない、といったことはありますか。

（神月委員）

　前回の意見を、番号を振っていただいて書いていただいた中で、結局のところ、大きいテーマとして障害に対する理解という１つのテーマが、細分化しているだけだと思います。

　私達にとって、障害、難病、そういったことへの理解をどのように広げていくのかが一番問題になっている部分だと思います。

　どうやって広げていくかが、大事だと思います。広げる手法の１つが彩の国いろどりライブラリーになると思いますので、今までの意見を全てまとめて、うまく表現できそうな気がします。

（松本委員）

　昨年度のワーキングチームの重点課題と、今年度これまで議論してきたものを合体していきながら、今日、新たに出た項目として災害時のこと、防災に関すること等の災害絡みのことがありました。  
　あと、医療的ケア児の問題、障害がある子どもに対する理解促進も必要ということ。子どもにとって社会参加は非常に大事なので、それを差別によって阻まないことが大事という意見も出ました。  
　また、埼玉県の強みとして、芸術文化担当があるということ。このことを最大の強みとして、これを維持して、さらなる理解促進の方策につなげていくという意見も出ました。

　Ｂ型事業所の工賃アップに関しては、Ａチームの中では議論しないけれども、そういった場所にいる障害のある人の生活の実態があるということを、福祉教育の中で伝えるということを含めるということも意見が出ました。

　ヘルプカードについても周知に入れますかね。

（事務局）  
　一応、ヘルプカードは防災分野に施策が入ってはいます。申し訳ないですが広め方が不足し、中々知られてない状況ではあります。

（松本委員）

　どうやってこれを広げていくか、ということですね。  
　あと、やはり差別、偏見、誤解にまみれがちな精神障害のこと、そして精神障害がありながら生きている人達のことを理解していく。この促進のこともどのように広げていくのか、という意見もありました。

　この点、扱いが難しくて、では他の障害はやらなくていいのか？ということにならない伝え方をしないといけないと思っています。

　理由としては、激しい厳しい排除にさらされている障害のある方なので、その点への理解と、差別の解消を含めていく、というものが考えられます。

　これらが、今日の議論の中で委員の皆さんから出た意見ですかね。  
　それらを、これまでの意見に足して、とりあえず提言として作成し、県の方でこれは困る、といったものを削除する等の統合作業がありますが、この作業は本日やりますか？

（事務局）

　まずは、事務局が重点課題としてまとめ、改めて皆様にメール等で展開、御覧いただくことにさせていただきたいと思います。  
　松本先生におまとめていただいたものと、後程作成する議事録とを突合しまして、これまでの議論の中で、課題感を強く感じていらっしゃる点が見えてきたところなので、何度か出ている意見、似たような意見は上手くミックスさせることができればと思います。

　本日、いただいた御意見を含めて、理解促進というテーマが大きくあって、その中で細分化させていくということであれば、本当に障害自体を知っていただくということと、当事者の方たち自身にも自ら発信して、災害時等に必要な支援等を知ってもらうこと。災害時、防災段階という時点違いの理解促進という意見も出ていますし、どういった場面で理解していただくか、理解のしてもらい方等がありましたので、その視点でまとめていきたいと思います。

　あとは現行計画の、大柱、中柱といった構成は変えずに御意見を組み込ませていただいた方が過去の御意見も含めて残しやすいです。

　いただいた御意見を現在の体系に並べ替えした形でまとめられればと思います。

　また、これまでの議論を見直させていただいて、既に施策に掲載されているという部分は、お知らせ出来ればと思います。

　すでに掲載はあるが、知らないのであれば、その現状に対してもう少しこのように広報していくべき、という御提言になる可能性がある、ということもありますので、その整理もします。

　現行施策との比較、突合もいたします。

（松本委員）  
　では、それを委員に再度展開いただいて、加除修正等必要な意見を出して、まとめていくということですね。  
　よろしくお願いいたします。

　委員の皆様には丁寧に、実際に持っている御意見をいただけましたことを改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

（下重委員）

　質問なのですが、選挙に関して、移動投票所等の施策は実際に出来るものなのでしょうか。

（事務局）

　この場で明確なお答えを申し上げづらい御質問と思っています。

　選挙となると選挙管理委員会の所管になりますので、この場で我々だけの感覚でお答えができません。  
　夏に障害者団体の皆様から色々とご要望をいただく機会がありますが、１つあった要望が、視覚障害の方は同行援護というガイドヘルプのような方に付き添ってもらいます。

　その制度は、通常、自分の生活のために使っているものなのに、権利である投票に、なぜ自費を使って行かねばならないのか、選挙費として手当されないのか、との御意見をいただいています。

　実際、過去に選挙に行く際の動向援護は市役所で負担する、ということをやった市町村があるということは聞いたことがあります。  
　選挙管理委員会からは制度的なことでは、明確な答えが出ていません。

　こういった形態、設備を備えていないと投票所として認められないといったこともあるらしいです。選挙の公平性、透明性の確保と、誰もが投票できる場の提供というのは、難しい課題なのだろうと思っています。

　障害者入所施設等を投票所として指定してもらうと、その中に入所されている方はその場で投票できる、といった事例はあります。

　ただ、そういったことは入所施設、特別養護老人ホーム等で、投票所として協力いただける場合だけだったり、投票所が設けられたとしても、入居中の方だけしか投票できないといったこともあるようです。

　移動式投票所は制度的には対応できるようになっているようです。  
　総務省がホームページで移動式期日前投票所の取組事例集を公表しています。  
　当事者の方というより、過疎対策が目的だと思います。

　この事例集に掲載されている、例えば北海道の例だと、投票所の統廃合で、投票所がなくなった地域であったり、遠方すぎる場合の措置のようです。

　事例も、長崎、愛媛、高知、北海道といったところで、首都圏はありません。

（万谷委員）

　家族に山奥出身者がいて、移動投票所が来ていたと聞いたことがありました  
　でも、大きな施設等に行って投票所開設などは今もやっているようだから、それをもっと広げていただけると良いと思います。  
　協力すると施設が面倒くさいのでしょうか。

（事務局）

　実際に投票所を開くのは市町村選挙管理委員会です。そのため、市町村ごとの考えによるようです。  
　投票所をどこに設けるかは市町村選挙管理委員会の裁量のようです。

　過疎地域がある市町村が、不便だから市として対応すると決めればやるのだと思います。

（万谷委員）

　多くの施設に投票所を開設してしまうと現場に行く選挙管理委員会職員の人数の制限等が関係してくるかもしれませんね。

（事務局）

　市町村によって、どこまで柔軟にできるかなのだと思います。

　先日、テレビを見ていたら、ときがわ町職員の方がインタビューを受けていて、同町において、町長選挙と町議会議長選挙がもともと2月8日に予定されていたそうです。

　ここで衆議院議員選挙があると、トリプル選挙になるそうですが、町選挙管理委員会職員は１人しかいなようです。

　もちろん応援職員は入るのだと思いますが、さすがに１人では難しいだろうと思いました。

　一方で、投票所運営は、市町村役場が総動員で運営します。ですが、仕切るのは選挙管理委員会でないといけませんので、３つの選挙を同時に実施するのは大変だと思います。

　期日前投票所であったり、移動投票所があると、私たちや御高齢の方たちにとっても、便利だと思いますが、職員の労力を考えると難しいのだと思います。

（松本委員）

　それでは、彩の国いろどりライブラリー事業について、事務局から御説明をお願いします。

（事務局）

　今回、彩の国いろどりライブラリー事業の資料は配布しておりません。

　御報告になりますが、前回のワーキングＡチームが終わりまして、皆様の御意見踏まえ、まず松本委員と細かい部分、気をつけなければいけない点等を相談、整理した上で今日のワーキングＡチームに諮ろうと思っておりました。

　ですが、松本委員との御相談の中で、丁寧に時間をとって詰めていくべきと御意見をいただきました。

　そのため、松本委員に引き続き御相談させていただき、煮詰まった段階で、他の委員の皆様にも改めて御相談させていただきたいと思っております。  
　具体的に申し上げますと、身体障害以外の障害種別講師も追加していくうえで、本日の議論にも出ました、差別の再生産をしてはいけないという点を考えた時に、講師サイドにも留意しなければいけない点があるということを御理解いただくための研修動画の内容を丁寧に詰めていかなければいけないと御意見をいただきました。  
　研修動画、講師追加基準が完成したうえでないと、講師を追加する、しないの議論を委員の皆様にしていただけないと思いますので、本日は状況の報告にとどめさせていただければと思っております。

（松本委員）

　研修動画の内容等、事務局と考えたうえで、委員の皆様に改めて御相談させていただきたいと思います。

　本来は作業工程として早めに決めた方が良いですよね。

（事務局）  
　御紹介した追加講師候補の知的障害の方が御所属している施設の理事長にも内諾をいただいており、改めてお願いに上がらねばならないと思っておりましたので、なるべく早めに出来るといいとは考えております。

　一方で、皆様も御多忙と思いますので、その点と折り合いを付けながらとは思っております。

（松本委員）

　承知しました。

　１月中に固めてしまいますか。

（事務局）

　できればそうですね。本格的に、他の皆様にも講師になれる方を、その基準を見ていただいて、御推薦いただく作業ができればと思っております。

　４月以降になってくると、次期計画策定の都合で、本格的に計画の取りまとめ作業となってまいります。

　庁内他所属との調整、法制度等をどのような視点で取り入れていくか等、県として皆様に、諮る作業が出てまいりますので、出来れば、３月までには形を整えて皆様に御提示して、講師候補を御推薦いただく形が取れればと思っています。

　そのためには、講師に御確認いただく研修動画や講師追加基準について、皆様に御推薦していただける内容として問題ないと承認いただいた上で、初めて御推薦していただけることになると思います。  
　そのため、出来る範囲で着々と進めていきたいと思っております。

（松本委員）

　逆算すると、１月中に委員の皆様に骨格を示して御意見を伺うので大丈夫ですか。

（事務局）

　１月中に松本委員に御意見をいただき、２月半ば頃までに委員の皆様の御承認をいただいくイメージをしております。

（松本委員）

　承知しました。１度対面で相談しましょう。

（事務局）

　ありがとうございます。

　会議終了時刻が迫っておりますが、少し時間がありますので、せっかくですからヘルプカードを印刷して持ってまいります。

　ヘルプカードを準備している間、前回のワーキングAチームの翌日、県社協が主催する市町村社協の福祉教育担当者研修会に参加してきた御報告をさせていただきます。  
　大きく得た内容として２点あります。

　１点目。社協が課題に感じている点として、福祉教育に協力いただけるボランティアであったり、障害当事者講師の方については、人材が枯渇しているということです。

　では何故いろどりライブラリーの利用が進まないのかというと、今登録されている講師の方々、あったかウェルネット、ＤＥＴ埼玉の方々は、既に社協とつながりがあるそうで、いろどりライブラリーをわざわざ通さなくても話が進められてしまうから、ということが理由にあるようです。  
　社協の課題意識を聞いた時に、県において色々な障害種別の講師に御協力いただいて講師リストを拡充して社協に提供していくことが出来れば、利用拡大につながると思いました。

　２点目ですが、社協は、地元の学校とも深い関わりがあるとは言いつつも、担任の先生の異動等があると進んでいた理解がゼロに戻ってしまい、新しい先生になると、福祉教育に理解を示してくれないということも多々あるとのことで、中々学校現場に食い込みづらいという現状があるとのことです

　そこは同じ県として県教育委員会に我々からも働きかける必要があると感じました。  
　また、企業向けの福祉教育については、実施している社協があまりありませんでしたので、その点も課題の１つと感じています。

　～　ヘルプカード様式到着　～

　ヘルプカードを印刷してまいりました。

　様式がホームページに掲載されています。

　外枠で切り取り、折りたたむと、カードケース等に収まります。

　どの市町村でも、記載事項はほぼ同じです。

　手話通訳が必要です、等の内容を記載いただくこととなっています。その他に支援してもらいたいこと、という余白欄もありますので、そこに個々人の必要事項を記載いただくことになっています。

　できれば皆さんに持っていていただきたいものとなります。

（万谷委員）

　私たちは、常時服用している薬１週間分とおくすり手帳、診察券と保険証を必ず持って歩くように、と周知しています。

　ヘルプカードがあれば、楽ですね。

（事務局）

　裏側に必要事項を全部書いておいていただくといいです。

　マイナンバーは薬の記録も残りますよね。電源さえ入れば、マイナンバーカードで投薬の記録等も分かることになっているのですが、災害時に同機能がきちんと使えるか分かりません。

　服用薬を間違うことが、最もいけないことですので、ヘルプカードを所持しておくことをお勧めしています。

　服薬されている方は、障害有無に関わらず備えが必要です。

　最後に今後のスケジュールです。

　2月16日、第3回障害者施策推進協議会になります。  
　これまで皆様にいただいた御意見は見やすいようにまとめて改めて御覧いただけるように、会議後は作業を進めたいと思います。

　本日はありがとうございました。